

再研修・更新（実務未経験者）研修修了者の 介護支援専門員証交付手続き

研修を修了しただけでは、介護支援専門員証（ケアマネ証）の交付や更新交付はできません。ケアマネ証の交付には、交付申請または更新交付申請の手続きが必要となります。

申請受付から専門員証の交付までに2週間から1月程度時間を要しますので、お早めに申請 手続きをしてください。更新交付の申請は専門員証の有効期間満了日の1年前から受付可能です。

介護支援専門員証の交付または更新交付手続き

* 再研修修了者→交付手続き

更新(実務未経験者)研修修了者→更新交付手続き

【申請書類】

1. 介護支援専門員証交付申請書（第7号様式）…再研修修了者

または

介護支援専門員証更新交付申請書（第11号様式）…更新(実務未経験者)研修修了者

2. 写真（縦3 cm×横2.4 cm） 1 枚

- ・交付申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景
- ・裏面に氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。

3. 個人番号及び本人確認書類（*裏面をご確認ください。）

- ・番号確認書類と身元確認書類を「本人確認書類貼付台紙」へ貼付してください。

4. 令和7年度介護支援専門員再研修修了証明書写し

または

令和7年度介護支援専門員更新研修(実務未経験者)研修修了証明書写し

5. 福島県収入証紙 2,200 円（申請書に貼付） *印紙ではありません。

6. 介護支援専門員証（更新(実務未経験者)研修修了者）

- ・新しい専門員証が届くまで、写しをお手元に控えていただき原本を提出してください。

***有効期間満了日を過ぎた専門員証は、申請時に同封し返納してください。**

【本人確認書類】

番号確認書類 *①～③の書類から 1点提出

- ① 個人番号（マイナンバー）カードの写し（個人番号が表示されている面）
- ② 通知カードの写し（記載の住所が住民票上の住所と一致する場合のみ使用可）
- ③ 個人番号が記載された住民票（本人確認書類貼付台紙へ貼付不要）

身元確認書類 *①～⑤の書類から 1点提出

- ① 個人番号（マイナンバー）カードの写し（顔写真が表示されている面）
- ② 運転免許証の写し又は運転経歴証明書の写し
- ③ 旅券（パスポート）の写し
- ④ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- ⑤ 在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し



* 上記①～⑤の**身元確認書類**を提出できない場合には、以下の書類から **2点**提出してください。

- 公的医療保険の被保険者証の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は特別児童扶養手当証書の写し
- 年金手帳の写し

〈住所・氏名に変更のある方〉 * 介護支援専門員登録事項の変更手続きをしてください。

- ・ 介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）
- ・ 戸籍抄本（氏名変更の場合） * 6月以内に交付されたもの
- ・ 住民票（住所変更の場合） //
- ・ 介護支援専門員証の写し

【提出先】*簡易書留で送付

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁 高齢福祉課 ケアマネ担当宛

福島県ホームページ（介護支援専門員関係）* 各種様式が掲載されております。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/r4saikousin.html>

お問合せ先： 福島県高齢福祉課

E-mail : kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp